

## 国民文化祭等参加推進事業補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出

(文化政策課長が別に定める日)

- 申請予定のある方は8月7日までに当課までお知らせください。
- 交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則20日以内)

- \*交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始 → この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

#### 【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了 → この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは：補助対象経費に係る支払いを全て完了した日

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日)

- 実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

- ・支払時期：事業完了後(精算払)

※事業開始前の支払い(概算払)をご希望の方は、交付申請時にお知らせください。)

- ・提出書類：口座振込依頼書

資料提出・問い合わせ先

地域社会振興部・文化政策課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7133 bunsei@pref.tottori.jp